

議案第 6 3 号

関市下水道条例等の一部改正について

関市下水道条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 9 月 1 日提出

関市長 山 下 清 司

提案理由

災害その他非常の場合において、排水設備等の工事又は給水装置工事を施行する事業者の範囲を拡大するため、この条例を定めようとする。

関市下水道条例等の一部を改正する条例

(関市下水道条例の一部改正)

第1条 関市下水道条例（昭和41年関市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第7条に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の地方公共団体の長が指定した者が工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

(関市農業集落排水処理施設条例の一部改正)

第2条 関市農業集落排水処理施設条例（昭和58年関市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第7条の3に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が同条ただし書に規定する他の地方公共団体の長が指定した者が工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

(関市水道事業給水条例の一部改正)

第3条 関市水道事業給水条例（平成25年関市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「の設計及び施行」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の水道事業者（法第3条第5項に規定する水道事業者をいう。以下同じ。）又は法第16条の2第1項の規定により他の水道事業者が指定した者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。